高齢者福祉サービスと相談窓口
住み慣れた地域で安心した

日本の高齢者人口は3,000万人を超え、全世帯の半数近くに65歳以上の人が住んでいます。高齢化率は世界で最も高い27.7%と超高齢社会ですが、元気に長生きすることが地域の活性化につながります。社会に参加するきっかけづくりや、病気になっても介護する人もされる人も住み慣れた地域で安心して暮らせるサービス、専門職による相談を行っています。
お問い合わせは、長寿支援課☎483-1151（代表）へ。

市の高齢化率は24.98%　高齢者人口は増え続けています

平成31年3月末現在、市の高齢化率は24.98%。県内では8番目の低さですが、高齢者人口は増え続け、令和7年には26%になる見込みです。高齢者がいる世帯も平成27年では市全体の約4割の約3万世帯と、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯も増えています。

介護や人の助けを借りずに、食事や入浴などができる健康寿命は、平成28年で男性が72.14歳、女性が74.79歳とされ、平均寿命とは10歳前後の差があります。社会の第一線で活躍してきた経験を活かすことができる環境づくりや、病気になってしまっても安心して暮らせる福祉サービスなどが必要になっています。

老人クラブやふれあい大学校で社会参加のきっかけづくりを

それぞれの地域では、人とのつながりを持つことができる活動を行っています。さまざまな人と出会い、交流するうちに、やってみたいことを探せるかもしれません。仲間との活動は孤立を防ぎ、張り合いのある毎日をつくります。

▲福祉センターでのふれあい大学校の講義。グループワークでは、お互いに趣味を発表しました

高齢者が気軽に社会参加でき、地域社会での人間関係を深める場として、趣味やスポーツなどを通じて交流する老人クラブや、時事問題や社会福祉、文化などを学べるふれあい大学校などがあります。老人クラブでは、子どもたちに昔遊びを教えたり、学校行事に参加したりと世代を超えて、地域での交流を深めています。

ふれあい大学校は、一般教養コースと健康福祉コースの2種類。市内在住の60歳以上が対象で、修業年限は4月～3月の1年間です。教養が深まり、仲間づくりにもつながります。

仕事を通じての生きがいや社会参加が目的のシルバー人材センターでは「経験や能力を生かしたい」「地域に根ざした仕事がしたい」という人たちが集まって活動しています。主な仕事は、駐輪場管理、植木の手入れ、除草、家庭内での軽作業になります。会員は随時募集中です。毎月入会手続きの説明を行っています。7月は11日㈭午後2時～3時30分・16日㈫午前10時～11時30分です。希望者は同センター☎484-4680へ問い合わせてください。

介護予防サロンや介護予防教室で健康維持のため体操や脳トレも

簡単な運動や食事の見直しなどで、元気な状態をできるだけ長く維持しようとする介護予防の活動も行っています。健康への目標をたてて、実践している人もいます。

地域の高齢者が気軽に参加できる介護予防サロンでは、体操や脳トレなどを中心に、週1回2時間程度活動しています。飲食代は実費負担です。市内に30団体あり、地域の人と交流ができる通いの場として親しまれています。

▲介護予防教室は交流の場にも。地域の輪が広がります

また、各地域包括支援センターでは、自立した日常生活を支援するために、運動、口腔機能の向上、栄養改善、認知症予防を学べる介護予防教室を開催しています。担当のセンターへ問い合わせてください。

ひとり暮らしの高齢者が安心した生活を送るために

ひとり暮らしの高齢者でも安心して生活ができるサービスがあります。

家庭内での急病や事故などのときにボタンを押すだけで外部に通報できる緊急通報システムの設置や、自動消火器、火災警報器、電磁調理器の給付や、市が保有する回線を使う老人福祉電話の貸し出しを行っています。

また、調理困難な高齢者に栄養バランスの取れた食事を届ける配食サービスに、1食あたり

募集　国際姉妹都市・タイラー市への親善訪問団員になりませんか

国際姉妹都市のアメリカ合衆国タイラー市で行われる、ローズフェスティバルなどに参加する親善訪問団員を募集します。ラスベガスに2泊するオプショナルツアーも。定員になり次第締め切ります。

▼日時　10月16日㈬～24日㈭の7泊9日　▼対象　姉妹都市に関心があり、市内在住か在勤で8月に行う説明会・準備会に参加でき、全行程を一緒に行動できる健康な人　▼費用　41万円程度（海外旅行傷害保険代、パスポート取得費、ESTA渡航認証取得費、燃料サーチャージの個人的経費は除く）　▼申し込み　6月25日㈫までに住所、氏名、年齢、性別、電話番号、職業をファックスかメールで、八千代市国際交流協会事務局FAX(752)0593✉yia2006@world.zaq.jpへ

（シティプロモーション課）

動物は正しく飼いましょう

次のことに注意して、動物を適切に飼いましょう。

①迷子札やマイクロチップをつける、②人をかんだときは保健所へ届け出し、狂犬病の検診を受けさせる、③猫は感染症や交通事故などから守るため、屋内で飼う、④糞尿（ふんにょう）は飼い主が責任を持って処理する、⑤91日齢以上の犬・猫を10頭以上飼う場合、保健所へ届け出る、⑥不妊去勢措置を行う、⑦万一飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探す、⑧災害時に、動物と同行避難できるよう準備する

犬の正しい飼い方・しつけ方教室を定期的に開催しています。また、学校の授業や地元の勉強会などに講師の派遣も行っています。

問い合わせは、習志野健康福祉センター（保健所）☎(475)5154、千葉県動物愛護センター☎0476(93)5711、同東葛飾支所☎04(7191)0050、公益財団法人千葉県動物保護管理協会☎043(214)7814へ

（健康福祉課）

プレミアム付商品券の申請書などを送付　現在の居所が住民票に登録されていますか

10月1日に予定している消費税率の引き上げに伴い、生活保護受給者などを除く住民税が課されない人と平成28年4月2日以降に生まれた子がいる世帯を対象に、プレミアム付商品券を発行します。

対象者に申請書などを送付するため、適切に住所の登録がされている必要があります。現在の居所が、住民票に登録されているか確認してください。入学、就職、転勤などによる引っ越しで、住所を異動する人は、住民票の異動の届け出をお願いします。

東日本大震災で避難している人で、避難先住所などに変更がある場合は次の窓口に届け出てください。①いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯舘村の指定13市町村の人は、避難元市町村の窓口へ。指定13市町村に転居する場合は、郵便局への転居届も忘れずに行ってください。②それ以外の人は、避難先の市区町村窓口へ。

（総務課）